

## 岸和田市汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針

### (目的)

第1条 この指針は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）に基づく汚染土壌処理業の許可の申請前に、法、土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号。以下「政令」という。）及び土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、汚染土壌処理施設の設置等に関して必要な助言を行うことにより、汚染土壌の適正な処理及び汚染土壌処理施設の周辺の地域の生活環境の保全に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この指針において使用する用語の定義は、法、政令及び省令で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 関係地域 別表第1で定める地域をいう。
- (2) 関係住民 関係地域内に居住する者又は勤務地を有する者をいう。
- (3) 環境配慮計画 汚染土壌処理施設を設置又は変更することによる周辺の地域の生活環境への影響について、その影響が最小となるようにする措置に関する計画をいう。

### (住民説明会等)

第3条 法第22条第1項又は法第23条第1項の許可を受けようとする者（以下「申請予定者」という。）は、法第22条第1項又は法第23条第1項の許可の申請に先立って、汚染土壌処理施設に係る次に掲げる計画に関する図書の写しを30日間、関係地域内の適切な場所において、関係住民の縦覧に供するとともに、縦覧期間内に、当該計画を周知させるための説明会を開催するものとする。

- (1) 設置等に関する計画
  - (2) 公害の防止及び維持管理に関する計画
  - (3) 環境配慮計画（当該施設の設置に関して、環境影響評価法（平成9年法律第81号）その他の法律又は大阪府環境影響評価条例（平成10年大阪府条例第3号）に基づく環境影響評価の手続きを終了した場合には省略することができる。ただし、法第23条第1項に規定する事項を変更し、環境への負荷が増大するものについては省略せず、増大する部分についての環境配慮に関する事項を提出するものとする。）
- 2 申請予定者は、印刷物の回覧又は配布その他適切な方法により、前項の縦覧の場所、期間及び時間並びに前項の説明会の開催の場所及び日時を関係住民に周知するものとする。
- 3 申請予定者は、第2項の規定による周知を開始する前までに、第1項各号に掲げる計画を記載した書類を添付した事業計画並びに縦覧及び住民説明会計画書（様式第1号）

を市長に提出するものとする。

- 4 申請予定者は、その責めに帰することができない事由により、第1項の説明会を開催することができない場合には、速やかにその旨を市長に報告するとともに、同項各号に掲げる計画を要約した書面の回覧又は配布その他の適切な方法により、その内容を関係住民に周知するよう努めなければならない。

#### (環境配慮計画)

第4条 前条第1項第3号に掲げる計画は、別表第2に掲げる項目その他項目のうち、汚染土壌処理施設の種類、規模及び処理能力を勘案して申請予定者が必要と判断する項目について作成するものとする。

- 2 申請予定者は、同条第1項第3号に掲げる計画の作成にあたっては、必要に応じ、汚染土壌処理施設の所在地及びその周辺の地域の生活環境の状況並びに当該汚染土壌処理施設の設置等がその所在地及びその周辺の地域の生活環境に及ぼす影響を調査するものとする。

#### (意見の聴取)

第5条 申請予定者は、第3条第1項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過するまでの間、関係住民から汚染土壌処理施設の所在地及びその周辺の地域の生活環境の保全に関する意見を聴取するものとする。

#### (事前協議)

第6条 申請予定者は、前条の期間満了後、法第22条第1項又は法第23条第1項の許可の申請に先立って、次に掲げる事項について市長に協議するものとする。

- (1) 第3条第1項各号に掲げる計画に関する事項
  - (2) 第3条第1項の縦覧及び説明会に関する事項
  - (3) 前条の規定により聴取した意見に関する事項
  - (4) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の規定による協議は、汚染土壌処理業の許可(変更)の申請に関する事前協議書(様式第2号)を市長に提出することにより行う。
  - 3 市長は、第1項の規定による協議にあたっては、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取することができる。
  - 4 市長は、第1項の規定による協議の結果について、申請予定者に書面により通知する。

#### (事前協議の結果の尊重)

第7条 申請予定者は、協議の結果を尊重し、必要な措置を講じた上で、法第22条第1項又は法第23条第1項の許可の申請を行うものとする。

附則

この指針は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

(1) 汚染土壌処理施設の所在地及びその隣接地
(2) 汚染土壌処理施設の所在地が属する自治会の区域（当該自治会がない場合であつては、当該所在地が属する町の区域（住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 2 条第 1 号の街区方式により住居表示が実施されている場合にあつては、当該所在地が属する街区及びその隣接する街区）
(3) 汚染土壌処理施設の所在地に隣接して、前号の自治会とは異なる自治会の区域が存在する場合にあつては、その異なる自治会の区域
(4) 前 3 号に定めるもののほか、汚染土壌を運搬する車両が通行する地域等汚染土壌処理施設の設置等により生活環境に影響が及ぶことが予想される地域

別表第 2（第 4 条関係）

環境配慮項目		施設の種類の		セメント製造施設	埋立処理施設	分別等処理施設	汚染土壌等運搬車両
		浄化等処理施設					
大気質	特定有害物質*、二酸化窒素、ばいじん、塩化水素、ダイオキシン類	○		○			
	粉じん	○		○	○	○	
	二酸化窒素、粉じん						○
水質**	特定有害物質*、生物化学的酸素要求量 (BOD)、化学的酸素要求量 (COD)、浮遊物質 (SS)、窒素、りん、ダイオキシン類	○		○	○	○	
地下水	地下水位、水質				○		
騒音	騒音レベル	○		○	○	○	○
振動	振動レベル	○		○	○	○	○
悪臭	特定悪臭物質濃度、臭気指数 (臭気強度)、臭気濃度	○		○	○	○	

備考 1 ○で示す項目は、一般的に調査項目となることが考えられる項目。

2 各施設には、汚染土壌処理施設のほかに保管施設等事業場内に設置される施設を含む。

3\* 法に規定する特定有害物質のうち、影響が想定される項目。

4\*\* 汚染土壌と雨水等が接触する場合は、雨水等の水質を含む。